

日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

取組の手引き

I	支援の要件等	・・・1
1	支援対象者	
2	環境創造型農業の取組を広げる活動（推進活動）	
3	対象農地	
4	農業者の要件	
II	支援対象活動及び作物	・・・3
①	有機農業、② 堆肥の施用、③ カバークロップ	
④	リビングマルチ、⑤ 草生栽培、⑥ 不耕起播種	
⑦	長期中干し、⑧ 秋耕、⑨ 冬期湛水管理、⑩ 中干延期	
III	活動の手順、申請の手続き	・・・13
1	活動の手順	
2	申請の手続き	
3	提出する書類の一覧	
4	保管する証拠書類等	
	【参考】環境負荷低減のチェックシート	・・・18



兵庫県マスコットはばタン

【注意！】

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、
交付額が減額されることがあります！！

兵庫県認証食品の認証を受けましょう！

兵庫県では、安全・安心で個性・特長がある県産食品を「兵庫県認証食品」として認証し、生産・流通・消費の拡大を推進しています。



ひょうご
安心ブランド
HYOGO CONFIDENT BRAND

兵庫県多面的機能発揮推進協議会

環境保全型農業直接支払交付金は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対し支援します。



I 支援の要件等

1 支援対象者

環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者を2戸以上含む、「複数の農業者」又は「複数の農業者及び地域住民等」で組織する任意の団体（以下「農業者団体」という。）が支援対象になります。

農業者団体は代表者や規約を定めるとともに、金融機関に口座を開設することが必要です。

★「個人農業者」でも、次のいずれかを満たし、市町が認める場合は申請可能です。

ア 自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上または当該市町における取組面積が集落面積の全国平均(31.6ha：2020農林業センサス)の概ね1/2以上（土地利用型作物以外の作物はそれぞれ2割以上）の場合

イ 複数の農業者で構成される法人の場合（農業協同組合、株式会社はのぞく）

2 環境創造型農業の取組を広げる活動（推進活動）

交付金を受ける農業者（支援対象者）全員が、以下に掲げる推進活動のうち、いずれか1つ以上を実施する必要があります。

ア 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証ほの設置等による自然環境の保全に資する農業の産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組生
(例：ドローン等デジタル技術を活用した生育診断に基づく適正施肥)

イ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定（ただし、堆肥の施用や有機農業の加算措置に取り組む場合は選択不可）

ウ その他

- ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
- ⑨ 中山間地及び指定棚田地域において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）※
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
(例：生分解性プラスチックの利用、農業廃プラの地域ごとの回収・処理、わら焼き自粛によるCO2発生抑制、地域内資材（堆肥等）利用による輸送エネルギーの省エネ等)
- ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

※ 中山間地及び指定棚田地域の農業者団体は、推進活動が免除されます。詳しくは取組農地が所在する市町にご相談ください。

3 対象農地

対象となる農地は、次のいずれかの農地である必要があります。

- ① 農業振興地域内の農地
- ② 生産緑地地区内の農地

交付金は、取組面積（畦畔等を除いた実際の作付面積）に応じて交付されます※。

※ 有機農業で緩衝帯を設けている場合、その作付状況等により、緩衝帯の面積は交付対象に含まれないことがあります。詳しくは、取組農地が所在する市町にご相談ください。

4 農業者の要件

支援を受ける農業者は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 主作物について、販売することを目的に生産を行っていること。
- ② 環境負荷低減のチェックシートの各取組に☑※していること。

※ 環境負荷低減のチェックシートの各取組に☑チェック ……

「環境負荷低減のチェックシート」（最終ページ）に定める持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の各取組についてチェックしてください。

本交付金に取り組むにあたっては、「環境負荷低減のチェックシート」を、実施状況報告の際に提出していただきます。

民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合などは認証書の写し等を提出することで、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略できます。

農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

R6
改正点

環境負荷低減のチェックシートについて、取り組んでいただく内容

「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取り組み

✓ 適正な施肥



✓ 適正な防除



✓ エネルギーの節減



✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



環境保全型農業直接支払交付金においては以下の内容を要件としました。

支援対象農業者は、「環境負荷低減のチェックシート」の項目について

- 実施状況欄の項目を実施し、□欄に✓を記入します。
- 翌年度においても、すべての項目について取組計画を立てて、翌年度欄にチェックすること



Ⅱ 支援対象活動及び作物



県慣行レベルが設定されている品目が対象です（県慣行レベルはP7～9を参照）。

ただし、有機農業の取組は、通常の栽培で化学肥料および化学合成農薬の使用が確認されていると県が判断した場合は対象となりますので、別途お問い合わせください。

1

全国共通取組 有機農業の取組

全作物

交付単価
12,000円/10a
そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a

国際水準の有機農業＝有機JAS水準に合致する取組※¹です。

このうち、炭素貯留効果の高い有機農業※²を実施する場合、2,000円の加算措置があります（そば等雑穀、飼料作物以外の取組）。

《チェックポイント》

- ☐ 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。
（使用可能な資材は有機農産物の日本農林規格別表（P10～12）を参照）
- ☐ 土づくり技術を導入していること。
- ☐ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ☐ 播種又は植付け前2年以上※³化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと。
- ☐ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。



※¹：有機JAS認証取得を求めるものではありません。

※²：土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを単独取組と同一要件で行っていただきます。

※³：転換期間中は（2年間（多年生植物の場合は3年間））支援対象となります。

取組拡大加算（有機農業の新規取組に係る指導等の活動）

そば等雑穀、飼料作物以外の取組

交付単価
4,000円/10a

本交付金を受給している農業者団体が、新たに有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動を支援。指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10aを支援。

《チェックポイント》

- ☐ 指導を行う農業者及び指導を受ける農業者は、同一農業者団体内において、本交付金の有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外）を実施すること。
- ☐ 新たに有機農業に取り組む農業者であっても、既に有機農業に取り組む農業法人に所属する農業者への指導ではないこと（農業者団体に所属する農業法人が組織として初めて有機農業に取り組む場合は、同じ農業者団体に所属する他の農業者や法人から指導を受けることができます）。

2

全国共通取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
堆肥の施用の組み合わせ

全作物

交付単価
4,400円/10a

主作物のうち、水稻は概ね1t/10a以上、水稻以外は概ね1.5t/10a以上の堆肥を、栽培期間の前後いずれかに投入する取組です。

兵庫県特例：大豆は、1t/10aで対象。ただし、交付単価：2,800円/10a

《チェックポイント》

- 購入伝票等により、標準量以上の投入を行ったことが確実に認められること。
- C/N比が10以上の堆肥※であって腐熟したものを使用すること。
※自家製造堆肥や無償で入手した堆肥についてもC/N比が10以上であることが確認できれば対象。
- 土壌診断を実施した上で適切な堆肥の施用を行うこと。



3

全国共通取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
カバークロップの組み合わせ

全作物

交付単価
6,000円/10a

主作物の栽培期間の前後いずれかにレンゲやヘアリーベッチ等の緑肥を作付けする取組です。(春夏播種は概ね2ヶ月以上作付、秋冬播種は4ヶ月以上作付)

《チェックポイント》

- 購入伝票等により、カタログ等の標準播種量が播種されていると確実に認められること。
 - 適正な栽培管理を行った上で、種実の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元すること。
- ※対象となる品種や播種量はお問い合わせください。



4

全国共通取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
リビングマルチの組み合わせ

全作物

交付単価
5,400円/10a
小麦・大麦・例アライ
グスは3,200円/10a

主作物の畦間に麦類や牧草等を作付け、病虫害の発生抑制及び有機物供給等に資する取組です。県内では大根畑にエン麦を作付ける事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量が播種されていると確実に認められること。
 - 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元すること。
- ※対象となる品種や播種量はお問い合わせください。



5

全国共通取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と

草生栽培の組み合わせ果樹
茶

交付単価

5,000円/10a

果樹園等に牧草等を作付け、抑草及び有機質供給等に資する取組です。県内では果樹園にナギナタガヤを作付ける事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量が播種されていると確実に認められること。
- 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元すること。

※対象となる品種や播種量はお問い合わせください。



6

全国共通取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と

不耕起播種の組み合わせ麦
(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)
大豆

交付単価

3,000円/10a

耕起をせずに播種を行う取組です。

《チェックポイント》

- 対象作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用の播種機を用いて播種を行うこと。
- 播種前に茎葉処理型の除草剤を散布すること。



7

全国共通取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と

長期中干しの組み合わせ

水稻

交付単価

800円/10a

溝切りを原則実施した上で14日以上の中干しを行う取組です。

《チェックポイント》

- 稲の生育期間中に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で、14日以上の中干しを実施すること。



8

全国共通取組化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
秋耕の組み合わせ

水稻

※次期作も水
稲であること

交付単価

800円/10a

春の田起こしをせずに、秋（稲の収穫後）に田を耕す取組です。

《チェックポイント》

- 対象作物の収穫後に耕うん（秋耕）を実施し、翌春に水稻の作付け（湛水）を行うこと。
- 耕うんは、湛水の4ヶ月以上前に実施すること。



9

地域特認取組化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
冬期湛水管理の組み合わせ水田で
栽培す
る作物

交付単価

4,000円～
8,000円/10a

冬の期間2ヵ月以上、水田に水を張り、生物多様性の保全に資する取組です。
湛水状態を確保するため、畦の補強を実施する場合は1,000円/10aが、有機質肥料を購入して施用する場合は3,000円/10aが、それぞれ基本単価4,000円/10aに上乗せされます。

《チェックポイント》

- 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置、畦塗り等の漏水防止措置が講じられていること。
- 市町等が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即した取組であること。
- 購入伝票等（3,000円以上/10a）により、有機質肥料の購入および施用の実態があることが認められること。



10

地域特認取組化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
中干延期の組み合わせ

水稻

交付単価

3,000円/10a

水稻栽培において、田植から概ね40日間湛水状態を維持し、オタマジャクシやヤゴ等水生生物の生息地を確保し、生物多様性の保全に資する取組です。

《チェックポイント》

- 田植から40日間の湛水期間を確保するため定期的な水管理、畦の点検・補修が講じられていること。



特別栽培農産物表示ガイドラインに基づく
兵庫県地域慣行レベル（１）

令和2年3月時点

品目名	作型 (主な収穫期間)	節減対象農薬成分 使用回数	化学肥料使用量 (化学肥料由来の窒素 成分量 kg/10a)	策定地域	備 考
水稻 極早生品種	8～9月	20	8.5	兵庫県全域	
水稻 上記以外の品種	10～12月	20	8.5		
麦類	5～6月	8	11		
小麦 麵用	5～6月	8	15		
小麦 醸造用(醤油等) ^{※1}	5～6月	8	17		
普通大豆	10～11月	11	6		
黒大豆	11～12月	16	8		
小豆	10～12月	10	6		
アスパラガス	4～10月	30	58		
いちご	12～6月	59	26		
いちじく	7～11月	36	25		
温州みかん	12～1月	23	16		
枝豆	6～10月	14	9		
かき	10～11月	28	16		
かぶ	周年	10	26		
かぼちゃ	7～9月	14	20		
カリフラワー	10～2月	13	35		
かんしょ	8～11月	4	5		
キャベツ	10～7月	25	47		
きゅうり	5～11月	38	67		
こまつな 施設	周年	11	22		
こまつな 露地	周年	11	31		
さといも	9～12月	7	16		
さやいんげん	6～7月、9～10月	6	24		
さやえんどう	11～6月	6	13		
しゅんぎく	周年	12	26		
しろな 施設	周年	11	22		
しろな 露地	周年	11	31		
すいか	7～9月	20	23		
そば	10～11月	2	5		
だいこん	周年	26	31		
たまねぎ	4～7月	39	36	淡路地域 ^{※2} を除く兵庫県全域	
茶	5～10月	16	55	兵庫県全域	
チンゲンサイ 施設	周年	16	22		
チンゲンサイ 露地	周年	16	32		
トマト	周年	35	30		
トマト 長段取り	3～9月	48	48		11段以上、かつ栽培期間180日以上
なし	8～9月	51	26		
なす	5～11月	35	83		
にんじん	周年	20	28		
ねぎ【青ねぎ(葉ねぎ)】	周年	29	32		
ねぎ【白ねぎ(根深ねぎ)】	9～3月	29	51		

特別栽培農産物表示ガイドラインに基づく
兵庫県 の地域慣行レベル（２）

品目名	作型 (主な収穫期間)	節減対象農薬成分 使用回数	化学肥料使用量 (化学肥料由来の窒素 成分量 kg/10a)	策定地域	備 考
はくさい	10～6月	22	49	兵庫県全域	
ばれいしょ	5～7月、10～11月	14	26		
ピーマン	5～12月	33	58		
ぶどう	7～10月	34	23		
ブロッコリー	10～6月	20	44		
ほうれんそう 施設 周年		14	26		
ほうれんそう 露地 10～6月		14	44		
まくわうり	7～8月	18	16		
みずな 施設 周年		12	22		
みずな 露地 周年		12	31		
ミニトマト	5～11月	35	30		
メロン	7～11月	20	17		
やまのいも	10月	18	38		
レタス(非結球含む)	10～5月	17	40		
さんとうさい ハウス 周年		7	8.0	神戸市、三田市、宝塚市、西宮市、芦屋市、川西市、尼崎市、伊丹市、猪名川町	J A 兵庫六甲
さんとうさい 露地 周年		11	31.0		J A 兵庫六甲
うど	2～3月	12	21.6	三田市	J A 兵庫六甲
オクラ トンネル 6～10月		18	42.0	三田市	J A 兵庫六甲
オクラ 露地 6～10月		16	22.4	明石市、加古川市（但し、JA兵庫南管内）、高砂市、稲美町、播磨町	JA 兵庫南
さんとうさい 施設 周年		7	16.0	加古郡稲美町	JA 兵庫南
にら	4～11月	6	13.0	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
ししとう	7～11月	13	25.2	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
とうがらし類（ししとうを除く）	7～11月	9	25.2	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
オクラ	6下旬～9月	15	25.2	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
しょうが	10～11月	12	35.0	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
スイートコーン	7～8月	10	30.8	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
にんにく	6月上旬	22	19.6	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
未成熟そらめめ	5～6月	9	9.8	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
ズッキーニ	7～8月	8	25.2	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
くり	9～10月	7	18.2	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
もも	9～10月	25	7.7	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
子持たかな	12～3月	6	28.0	西脇市	北はりま農産物直売所出荷者協議会
とうがらし類（ししとうを除く）	10月	7	7.8	三木市	実業営農組合
にがうり	5～10月	16	31.5	三木市	J A 兵庫みらい
あおな(はくさい間引き菜 (但し野菜類))	施設 周年	5	21.6	姫路市 神河町 福崎町 市川町 たつの市 太子町 宍粟市 佐用町 上郡町 赤穂市 相生市 (但し、J A 兵庫西管内)	J A 兵庫西
あおな(はくさい間引き菜 (但し野菜類))	露地 周年	5	30.4		J A 兵庫西
イタリアンパセリ	施設 周年	11	32.0		J A 兵庫西
しょうが	露地 10～11月	12	32.2		J A 兵庫西
さんとうさい	施設 周年	9	21.6		J A 兵庫西
さんとうさい	露地 周年	9	30.4		J A 兵庫西
葉だいこん	施設 周年	9	21.6		J A 兵庫西
葉だいこん	露地 周年	9	30.4		J A 兵庫西
ルッコラ	施設 周年	9	21.6		J A 兵庫西

特別栽培農産物表示ガイドラインに基づく
兵庫県の地域慣行レベル（３）

品目名	作型 (主な収穫期間)	節減対象農薬成分 使用回数	化学肥料使用量 (化学肥料由来の窒素 成分量 kg/10a)	策定地域	備 考
れんこん	6～5月	6	40.6	姫路市 神河町 福崎町 市川町 たつの市 太子町 宍粟市 佐用町 上郡町 赤穂市 相生市 (但し、ＪＡ兵庫西管 内)	ＪＡ兵庫西
わけぎ	露地 3～4月、10～12月	17	32.0		ＪＡ兵庫西
わさびな	施設 周年	9	21.6		ＪＡ兵庫西
わさびな	露地 周年	9	30.4		ＪＡ兵庫西
モロヘイヤ	5～11月	18	31.6		ＪＡ兵庫西
パジル	6～10月	18	34.0		ＪＡ兵庫西
あおうり	6～9月	20	18.2		ＪＡ兵庫西
もも	7～8月	34	12.8		ＪＡ兵庫西
ブルーベリー	6～8月	6	8.2		ＪＡ兵庫西
パセリ	6～4月	9	3～6月播き22.2 10月播き19.0	赤穂郡上郡町	ＪＡ兵庫西
キャッサバ	10～11月	2	20.8	相生市	ＪＡ兵庫西
スイートコーン	7～8月	10	26.0	但馬地域	ＪＡたじま
畑わさび	4～6月	10	72.0	但馬地域	ＪＡたじま
モロヘイヤ	7～10月	4	20.0	但馬地域	ＪＡたじま
実えんどう	5～6月	11	16.4	但馬地域	ＪＡたじま
アマランサス	6～9月	0	6.4	但馬地域	ＪＡたじま
サンショウ	5月～6月	6	3.2	但馬地域	ＪＡたじま
エンサイ	6～12月	6	25.6	但馬地域	ＪＡたじま
うど	2月～5月	7	21.4	但馬地域	ＪＡたじま
しょうが	10～11月	6	22.4	但馬地域	ＪＡたじま
まこもたけ	9～11月	2	24.0	但馬地域	ＪＡたじま
にんにく	6月	17	26.0	養父市	ヤンマーアグリノベーション株式会社
スイートコーン	7～8月	9	21.2	篠山市	ＪＡ丹波ささやま
ししとう	6～10月	12	37.8	篠山市	ＪＡ丹波ささやま
オクラ	7～10月	15	14.5	篠山市	ＪＡ丹波ささやま
なばな	12～翌年3月	6	25.6	篠山市	ＪＡ丹波ささやま
実えんどう うすいえんどう	10～翌年6月	7	14.2	篠山市	ＪＡ丹波ささやま
そらめめ 未成熟	6月	9	19.2	篠山市	ＪＡ丹波ささやま
未成熟そらめめ 一寸そらめめ	5～6月	6	18.6	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
実えんどう	5～6月	6	11.2	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
スイートコーン	7～8月	7	32.0	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
ししとう	6～10月	6	47.0	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
にんにく	5月	2	21.4	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
なばな	12～翌年3月	4	25.6	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
非結球レタス(ベビーリーフ)	周年	5	9.6	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
ふだんそう(ベビーリーフ)	周年	6	6.4	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
ほうれんそう(ベビーリーフ)	周年	6	6.4	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
非結球アブラ科葉菜類(ハッピーリーフ) (ターサイ、みぶな、ルッコラ、レッドマスタード)	周年	6	4.8	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
こまつな(ベビーリーフ)	周年	7	4.8	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
みずな(ベビーリーフ)	周年	6	4.8	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
ズッキーニ	7～8月	8	25.2	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
ごま	10月	4	12.6	丹波市	ＪＡ丹波ひかみ
たまねぎ(淡路地域)	4～6月	75	36.0	淡路地域(南あわじ市・洲本市・淡路市)	ＪＡあわじ・ＪＡ淡路日の出

※１ 小麦をパンに使用する目的で栽培する場合、同じタンパク質含有量が求められる小麦醸造用(醤油等)の慣行レベルに準ずる。

※２ 淡路地域：南あわじ市、洲本市、淡路市

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制 定	平成12年1月20日	農林水産省告示第59号
一 部 改 正	平成15年11月18日	農林水産省告示第1884号
全 部 改 正	平成17年10月27日	農林水産省告示第1605号
一 部 改 正	平成21年8月27日	農林水産省告示第1180号
一 部 改 正	平成24年3月28日	農林水産省告示第833号
一 部 改 正	平成27年12月3日	農林水産省告示第2597号
一 部 改 正	平成28年2月24日	農林水産省告示第489号
一 部 改 正	平成29年3月27日	農林水産省告示第443号
最 終 改 正	令和4年9月22日	農林水産省告示第1473号

別表 1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材（うち家畜排せつ物に限る） 油かす類	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。 家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材 と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材 発酵した食品廃棄物由来の資材 バーク堆肥 メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰 炭酸カルシウム	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
塩化加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
硫酸加里 硫酸加里苦土 天然りん鉱石 硫酸苦土 水酸化苦土 軽焼マグネシア	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
石こう（硫酸カルシウム） 硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
生石灰（苦土生石灰を含む。） 消石灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） 岩石を粉砕したもの	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭 泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト パーライト ゼオライト バーミキュライト けいそう土焼成粒 塩基性スラグ 鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 トーマス製鋼法により副生するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

よう成りん肥 塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカルシウム 塩化カルシウム 食酢 乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び固結防止材 その他の肥料及び土壌改良資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合には、 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。 植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
---	--

- ※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであり、化学的に合成された物質が一切含まれていないことを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。
- ※ 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。
- ※ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化したもの、化学的な方法によらず製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

別表 2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
次亜塩素酸水	

※ 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。

Ⅲ 活動の手順、申請の手続き

1 活動の手順

① 農業者の組織する団体の設立

複数の農業者等で集まって農業者団体を設立します。

※ 農業者団体について

代表者、規約を定めて、組織としての口座を開設してください。

※ 規約について

規約には、総会の議決事項として交付金の配分及び収支決算に関する事項を設けるなど、「交付金の使いみちの決定方法（交付金の活用方法）」を定めてください。

② 計画の策定

構成員が取り組む対象活動（カバークロップの作付けや堆肥の施用など）や地域で環境創造型農業の取組を広げる活動（推進活動）を決めてください。

5年間の事業計画や営農活動計画書を策定して、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続きを行ってください。

③ 申請書類の提出(当年6月末まで)

申請書類について、対象活動を行うほ場が所在する市町に提出します。

④ 対象活動、推進活動及び環境負荷低減のチェックシートの取組の実施

※ 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合、認証書の写しを提出することで、チェックシートの提出を省略することができます。

⑤ 報告書類の提出(翌年1月末まで)

当該年度の活動内容を取りまとめて報告書を作成し、対象活動を行うほ場が所在する市町に提出します。

交付金の使いみちについては、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続きを行ってください。

※ 交付金の使いみちについて【翌年3月末までに使うこと！！】

交付金は支援対象者への配分、農業者団体として実施する推進活動及び団体の事務を担当する者の手当等の農業者団体の事務経費に使うことが可能。

※ 提出先の市町について

本事業に取り組まない意向の市町もあることから、あらかじめ提出先の市町に申請受付等を行うかどうかを確認してください。

2 申請の手続き（市町により異なりますので、詳細は申請市町にお尋ねください）

＜提出時期＞

① 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定【初年度のみ】

[当年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動の合計面積や推進活動（検討会の開催等 P1 参照）の計画を記載し、市町に計画の認定を受けることが必要です。

申請状況を的確に把握するため、実施する取組や面積を精査して、提出をお願いします。7月以降の面積増加や対象活動の変更は認められません。
また今年度の実施率が、翌年度の国からの交付金算定の基礎となるため、確実に実施する面積を記入してください。

提出書類は P 1 5（1）参照

② 交付申請書の提出【毎年度】

[市町が定める日まで]

交付金の交付を受けるため、取組面積及び交付申請額等を記載します。

市町が定める書類を提出してください。

＜対象活動、推進活動の実施＞

有機農業の取組、カバークロップの作付け、堆肥の施用、草生栽培、リビングマルチ、冬期湛水、中干延期等の対象活動及び推進活動を実施。

また、交付金の支援を受ける農業者は、環境負荷低減のチェックシートの取組を実施する必要があります。

③ 実施状況報告書等の提出

[翌年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を記載し、その他必要書類をそえて実施状況の報告を行います。

※年度内(翌年3月末まで)に取組が終わる予定の活動を含めて提出してください。

提出書類は P 1 5（2）参照

④ 実績報告書の提出

[市町が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載します。

市町が定める書類を提出してください。

県や市町が取組内容を確認後、交付金が支払われます。

⑤ 営農活動実績報告書の提出

[翌年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出します。

なお、③の時点において、対象活動を実施済みであり、実施面積に変更がない場合は、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

提出書類は P 1 6（3）参照

3 農業者が提出する書類の一覧

(1) 事業計画、営農活動計画書の提出（当年6月末日までに）

① 提出書類（必須）

提出書類	様式番号
多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	共通様式第1号
多面的機能発揮促進事業に関する計画	共通様式第2号
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（営農活動計画書）	共通様式第3号

② 有機農業の取組を実践する農業者が提出する書類

提出書類	様式番号
農場管理シート及び現地確認チェックリスト （ただし、有機JAS認証取得者については、有機JAS認証書の写しにより記載の全部又は一部を省略できる）	様式第1号

③ その他、必要に応じて提出する書類

提出が必要となるケース	提出書類	様式番号
実施面積の増加等重要変更が生じた場合	多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請について	共通様式第3号 共通様式第5号
実施面積の減少等軽微変更が生じた場合	多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の届出について	共通様式第3号 様式第5号
農業者団体の場合	規約	任意
単独で支援対象となる農業者（※1）	形態により必要書類が異なるので、別途お尋ねください。	

(2) 実施状況報告書の提出（翌年1月末日まで）

① 提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書	様式第6号
生産記録（生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術など要件に則して対象活動を実施したことが記載されていること。部会等で記載している栽培履歴用紙等でも可。）※様式第1号を提出した農業者は、生産記録の提出を省略できる	各参考様式
環境負荷低減のチェックシート※	様式第14号

※民間団体によるGAPの第三者認証を取得している場合は、認証書の写しを提出することで、指導・研修の受講及び様式第14号の提出を省略することができます。

② 有機農業の取組を実践する農業者が必要に応じて提出する

提出が必要となるケース	提出書類	様式番号
有機農産物の日本農林規格別表 1、2 の肥料又は農薬を利用した場合	別表 1、2 に定められた基準を満たしていることを証明する書類（原材料と製造工程が分かる資材証明書等）の写し ※有機 J A S 認証取得農地は省略できる	任意
炭素貯留効果の高い有機農業を実施した場合	土壌診断結果 生産記録	任意 参考様式

③ その他、必要に応じて提出する書類
市町が提出を求める書類（※ 2）

（3）営農活動実績報告書の提出（翌年4月末日まで）

① 提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書	共通様式第 6 号 もしくは様式第 10 号

② 必要に応じて提出する書類

- ア 生産記録（実施状況報告書の提出の際に見込みで提出した場合）
- イ 市町が提出を求める書類（※ 3）

交付申請書、実績報告書及び※ 1～3、申請する市町によって提出する書類が異なりますので、市町にご確認ください。

4 農業者が保管する証拠書類等

（1）取組共通の証拠書類

証拠書類
ほ場面積等が確認できる書類（交付金の交付金額算定の基となった書類）
推進活動の実施内容等が分かる書類
主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等 （取組面積が10a以上の場合は省略可能）
環境負荷低減のチェックシートの取組を実施したことを証明する書類等

(2) 対象活動別の証拠書類

対象活動	証拠書類
有機農業	炭素貯留効果の高い有機農業※¹を実施した場合は、土壌診断結果書類の写しと、それぞれの取組（堆肥の施用又は緑肥の取組（カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培））を実施した場合に必要な書類 ※¹：堆肥の施用又は緑肥の取組（カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培）を単独取組と同一要件で実施する有機農業
取組拡大加算	指導を受ける農業者の栽培日誌等
堆肥の施用	- 堆肥の購入伝票等の写し※² - 堆肥の成分証明書等の写し（明らかにC/N比10以上の場合は省略可能） - 土壌診断結果書類の写し - 施肥管理計画（持続性の高い農業生産方式導入指針における堆肥の使用の目安等の範囲内で施用が行われていれば策定する必要はありません） ※²：無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることができる
カバークロップ リビングマルチ 草生栽培	- 種子購入量を証明する購入伝票等の写し - 標準的な播種量を証明するカタログや栽培指針等の写し
不耕起播種	除草剤が散布されていることを証する生産記録や購入伝票等の写し
冬期湛水	- 有機質肥料の購入伝票等の写し（単価8,000円、7,000円の場合） - 畦補強の実施後の状況が分かる写真（単価8,000円、5,000円の場合）

(3) 証拠書類等の確認や保管期間について

証拠書類は、県及び市町が必要に応じて提出を求める場合があります。
 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

環境負荷低減のチェックシート

2024/1/12 現時点版

実施状況	(1) 適正な施肥	翌年度 取組計画
1	☐ 肥料の適正な保管	☐
2	☐ 肥料の使用状況等の記録・保存	☐
3	☐ 作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)	☐
4	☐ 有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)	☐

実施状況	(2) 適正な防除	翌年度 取組計画
5	☐ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	☐
6	☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミング の判断 (発生予察情報の活用による防除等)	☐
7	☐ 多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)	☐
8	☐ 農薬の適正な使用・保管	☐
9	☐ 農薬の使用状況等の記録・保存	☐

実施状況	(3) エネルギーの節減	翌年度 取組計画
10	☐ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	☐
11	☐ 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来 の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	☐

実施状況	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	翌年度 取組計画
12	☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

実施状況	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	翌年度 取組計画
13	☐ 廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は排 出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	☐

実施状況	(6) 生物多様性への悪影響の防止	翌年度 取組計画
14	☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミング の判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)	☐
15	☐ 多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) (再掲)	☐

実施状況	(7) 環境関係法令の遵守等	翌年度 取組計画
16	☐ みどりの食料システム戦略の理解	☐
17	☐ 関係法令の遵守	☐
18	☐ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)	☐
19	☐ 正しい知識に基づき農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の 操作方法確認等)	☐

翌年度、当該事業を取り組まない

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

問い合わせ先

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
神戸	神戸農林振興事務所	078-742-8323	西播磨	光都農林振興事務所	0791-58-2196
阪神	阪神農林振興事務所	079-562-8846	但馬	豊岡農林水産振興事務所	0796-26-3697
東播磨	加古川農林水産振興事務所	079-421-9339		朝来農林振興事務所	079-672-6878
北播磨	加東農林振興事務所	0795-42-6924	丹波	丹波農林振興事務所	0795-73-3794
中播磨	姫路農林水産振興事務所	079-281-9285	淡路	洲本農林水産振興事務所	0799-26-2098

兵庫県農林水産部農業改良課：078-341-7711（内4071）

農改0602